

**Q** 市県民税の課税・非課税の基準はどのようになっていますか？

市県民税はいくらから課税になるのでしょうか？  
私が障害者、未成年者、ひとり親の場合、影響があるのでしょうか？



**A** 課税の基準は所得に応じた次のとおりとなります。

障害者、未成年者、ひとり親控除または寡婦控除の対象者の場合、課税の基準が異なります。

**1 均等割が課税されないかた（非課税）**

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けているかた
- (2) 障害者、未成年者、ひとり親控除または寡婦控除の対象者で前年中の合計所得金額が135万円以下のかた
  - \* 給与収入のみのかた 収入204万4千円未満
  - \* 65歳以上の公的年金収入のみのかた 収入245万円以下
- (3) 前年の合計所得金額が、次の額のかた
  - ア 扶養親族がいないかた 41万5千円以下
    - \* 給与収入のみのかた 収入96万5千円以下
    - \* 65歳以上の公的年金収入のみのかた 収入151万5千円以下
  - イ 扶養親族がいるかた
    - 31万5千円×(1+同一生計配偶者+扶養親族数)+28万9千円以下
    - ※ 課税・非課税の基準額はお住まいの市区町村によって異なります。

**2 所得割が課税されないかた**

- (1) 前年の合計所得金額が、次の額のかた
  - ア 扶養親族がいないかた 45万円以下
    - \* 給与収入のみのかた 収入100万円以下
    - \* 65歳以上の公的年金収入のみのかた 収入155万円以下
  - イ 扶養親族がいるかた 35万円×(1+同一生計配偶者+扶養親族数)+42万円以下
- (2) 市県民税の合計所得と所得控除合計を比較して、所得控除合計の方が大きいかた
  - ※ 同一生計配偶者には、配偶者特別控除（P10参照）対象の配偶者は含まれません。

**Q** 市外に引っ越します。市県民税はどうなりますか？

令和6年9月に秋田市からA市に引っ越します。残りの市県民税はどうなるのでしょうか。また、手続きは何か必要ですか？



**A** 令和6年度分は秋田市に納付いただきます。

令和6年度の市県民税は、令和6年1月1日現在実際に住んでいた市区町村で課税されます。  
1月2日以降に秋田市外に転出した場合も、令和6年度分の市県民税は1月1日現在住んでいた市区町村に一年分納めていただくため、秋田市への納付となります。

海外に出国されるかたで、出国後も納める税金が残っているかたは、出国前に納税管理人の指定が必要となりますので、市民税課までご連絡ください。

